

公布された条例のあらまし

佐賀県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（条例第一九号）

1 佐賀県議会議員の定数を三八人（改正前四一人）とすることとした。（第一条関係）

2 佐賀郡選挙区を廃止することとした。（第二条関係）

3 各選挙区において選挙すべき佐賀県議会議員の数について、佐賀市選挙区にあつては一人（改正前一〇人）とし、唐津市・東松浦郡選挙区にあつては六人（改正前七人）とし、三養基郡選挙区にあつては二人（改正前三人）とすることとした。（第二条関係）

4 この条例は、次の一般選挙から施行することとした。